

会計基準のコンバージェンスに向けて（意見書）

平成18年7月31日
企業会計審議会
企画調整部会

一 会計基準のコンバージェンス（国際的収斂）をめぐる動向

1 我が国会計基準のこれまでの動向

我が国の会計基準は、1990年代後半以降、会計基準をめぐる国際的な動向を踏まえつつ、投資家へより有用な情報を提供するという観点から、急速に整備が進められた。連結会計、金融商品会計、退職給付会計、固定資産の減損会計、企業結合会計等の基準が矢継ぎ早に整備され、今日、我が国会計基準は、高品質であると同時に、一部相違はあるものの、全体として国際的な会計基準とも整合性のあるものになっていると考えられる。

2 会計基準のコンバージェンスの動向

しかし、金融・資本市場のグローバル化が進行する中、会計基準のコンバージェンスの動きが更に加速化しており、各国の会計基準は互いに近づきつつある。

こうした中、国際会計基準は、近年急速に使用が広まってきている。適用の整合性等をめぐる議論が行われているものの、現在、EU諸国を含め多くの国において採用ないしは使用が容認されており、また他の国においても自国会計基準と国際会計基準との相互のコンバージェンスが進められているとされている。

米国も例外ではなく、米国財務会計基準審議会（FASB）と国際会計基準審議会（IASB）は、2002年のいわゆる「ノーワーク合意」以来、米国会計基準と国際会計基準とのコンバージェンスに向け議論を積み重ねてきており、本年2月、具体的なコンバージェンス項目と、各項目について2008年までにコンバージェンスの完了又は計測可能な進捗を達成すること等を盛り込んだ、作業計画（MOU）が合意された。

また、我が国の企業会計基準委員会（ASBJ）も、2005年3月から、IASBと相互の基準のコンバージェンスに向けた議論を開始し、本年3月には第3回会合が開かれ、コンバージェンスの加速化に合意している。さら

に、ASBJは、2006年5月から、FASBとの協議も開始している。

3 金融・資本市場監督当局の動向

このようなコンバージェンスの進展等を背景に、主要金融・資本市場の監督当局間においても新たな相互承認の動きが出てきている。

米国証券取引委員会（SEC）は、EUにおいて域内上場企業に対する国際会計基準の適用が義務づけられたこと等を踏まえ、2005年4月に、いわゆる「ロードマップ」を発表した。「ロードマップ」は、今後のコンバージェンスの進捗等を踏まえ、現在、国際会計基準に基づく財務報告に対して米国において要求している数値調整措置を、2009年を目標に撤廃する道筋を明らかにしている。

他方、欧州委員会（EC）は、EU市場で資金調達を行う域外企業に対しても、国際会計基準又はこれと同等の基準の使用を義務づけるとの方針のもと、日・米・加の会計基準について、当該国の当局と協議しつつ、同等性評価の作業を進めてきた。その過程で欧州証券規制当局委員会（CESR）は、日本基準については、国際会計基準と「全体として同等」とした上で、26項目について追加開示等の補正措置が必要と助言した。今般、ECは、国際的なコンバージェンスが進展していること等を踏まえ、当該措置の適用開始を、当初案の2007年1月から2009年1月まで延期するとともに、最終的な同等性評価を行うために、相互の基準のコンバージェンスの進捗状況等についてモニタリングを継続的に実施し、2008年4月までに評価報告書を策定することを提案した。

二 今後の対応

1 コンバージェンスへの前向きな対応

会計基準のコンバージェンスは、我が国経済の将来的な戦略に関わるものである。我が国経済にとって、将来に向かって、その成長力・競争力を強化するためには、まず公正で透明な市場を確立し、市場活力の維持と向上を図ることが大前提となる。そのためにも、投資家重視の視点を改めて確認し、我が国金融・資本市場への信認を確保していく必要がある。

会計基準は投資家が企業そして市場を選ぶ際の尺度であり、尺度に信頼性がなければ企業の内外市場での資金調達に支障をきたすとともに、市場自身の魅力も色褪せてしまう。会計基準は金融・資本市場の最も重要なインフラの一つである。内外の市場や取引が一体化しつつある状況を踏まえると、内

外の投資家の信託を広く勝ち取れるような高品質かつ国際的に整合的な会計基準の整備が求められている。

また、我が国企業の事業活動という面からも、我が国会計基準が外国において受け入れられなければ、我が国企業の海外市場での資金調達に支障が生じることにもなりかねない。

米国やEUを中心に、国際的にコンバージェンスに向けた具体的な取組みが加速化している状況を踏まえると、我が国会計基準が国際的に通用しないローカルな基準となってしまうようにするためにも、会計基準のコンバージェンスに対してより積極的に対応し、より高品質な基準を目指すべきである。そのためにも、関係者が一丸となり、相互の協力体制を確立・強化して対応していくことが望まれる。

なお、会計基準を互いに近づけていくコンバージェンスを進めるに当たっては、各国の法制度や取引実態等の相違を相互に踏まえることも重要である。また、コンバージェンスに対応して会計基準を設定する際、会計基準の適用に対する市場による評価などを踏まえつつ、適切なデュー・プロセスを経て進める必要があることは言うまでもない。

2 EUの同等性評価等を視野に入れた計画的な対応

我が国会計基準については、最近10年程度において急速に整備されてきたところではあるが、コンバージェンスに関する国際的な動向等を踏まえると、コンバージェンスに向けた更なる取組みが期待されているものとする。

その上で、EUによる同等性評価に向けたスケジュールを視野に入れると、2008年初めまでに、相互にコンバージェンスの達成が可能な項目についてコンバージェンスを図るとともに、コンバージェンス達成に時間を要する項目についても作業の進捗について一定の方向性を示すことが重要となる。そのためには、早急に具体的な工程表が策定され、内外の関係者に対し、我が国の取組みが示されていくことが適切である。

その際、EUによる同等性評価を踏まえ、相互にコンバージェンスを進める観点からは、既に同等性評価の過程でCESRから補正措置が提案されている26項目に留意していくこと、その中でも、補完計算書等が提案されているような、開示上重要と考えられる項目の取扱いについて特に留意していくことが期待される。

3 相互承認に向けた外国との対話の強化

EUによる同等性評価においては、今後、ECが2008年初めまでに報告書をまとめることとされており、そのために、コンバージェンスの進捗状況をECがモニタリングしていくこととされている。このモニタリングを円滑に進めていくためにも、金融庁は、ECと連携して双方向にコンバージェンスの進捗をモニタリングする体制を構築し、相互承認に向けて努力していく必要がある。

また、米国市場において、我が国会計基準に基づく財務諸表が受け入れられる可能性を模索することも考えられる。SECは、米国会計基準以外の会計基準に基づく財務諸表の受入を判断するに当たって、当該会計基準が包括的かつ高品質であり、整合的に解釈・適用されていることなどに加え、米国市場で広く使用されていることを想定しており、我が国会計基準の相互承認は、現状からすれば、必ずしも容易ではないが、金融庁においてはSECとの積極的な対話を粘り強く進めていくことが肝要である。

4 国際会計のルール作りに関与しうる人材の確保・育成

コンバージェンスを戦略的・計画的に進めていくためには、国際会計をめぐる人材の確保・育成も重要な課題となる。国際会計基準の策定に関しては、既に、IASBよりASBJに対し、IASBがFASBと進めているコンバージェンスのプロジェクトに対してASBJからの人材派遣を受け入れる旨の提案がなされているところである。本提案については、国際的なルール作りに関して我が国の発言力を確保していくためにも前向きな対応が期待される所であり、その際、経済界、公認会計士界等においても、人材面での積極的な協力が期待される。